

別紙 1

安全衛生優良企業認定基準

次の 1 及び 2 を満たす場合に、安全衛生優良企業と認定する。

1 別添中の第 1、第 2 の必要項目

全ての項目を満たす必要があること。

2 別添中の第 3 の評価項目

(1) 項目別基準

各分野別の評価項目の合計については、下表のとおりそれぞれの総計の 6 割以上を満たすこと。

(2) 総合点基準

全評価項目の総合点については、下表のとおり総計の 8 割以上を満たすこと。

		取組評価点	実績評価点	合計
1	安全衛生活動を推進するための取組状況	5 点	-	5 点 (項目別基準：設けない)
2-1	健康管理の取組状況	10 点	2 点	12 点 (項目別基準：8 点)
2-2	メンタルヘルス対策への取組状況	10 点	-	10 点 (項目別基準：6 点)
2-3	過重労働防止対策の取組状況	10 点	3 点	13 点 (項目別基準：8 点)
2-4	受動喫煙防止対策の実施状況	-	2 点	2 点 (項目別基準：設けない)
3	安全でリスクの少ない職場環境の整備の取組状況（製造業等※）	10 点	3 点	13 点 (項目別基準：8 点)
合計	製造業等※	45 点	10 点	55 点（総合点基準：44 点）
	製造業等以外※	35 点	7 点	42 点（総合点基準：34 点）

(注) 製造業等とは「労働安全衛生施行令第 2 条第 1 号および同条第 2 号に掲げる業種(林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業)」を示す。